

福島県電気自動車導入推進事業補助金
募集案内（令和5年度）



福島県生活環境部環境共生課

令和5年4月

目次

1	事業の目的	2
2	応募期限等	2
3	事業の対象者	3
4	補助対象車両	4
5	補助対象経費	6
6	補助額	6
7	事業の流れ	7
8	交付申請	7
9	交付決定～補助金の支払い	12
10	記入例	13
11	事業の実施後の留意事項	22
12	その他	22
13	事業に関する問い合わせ・応募先	23

福島県電気自動車導入推進事業補助金交付事務取扱要領（以下「取扱要領」という。）を確認してください。

1 事業の目的

2050年カーボンニュートラルの実現に向け、運輸部門における二酸化炭素排出量削減を図るため、電気自動車を購入する方を補助することを目的としています。

2 応募期限等

【応募期限】

令和5年8月31日（木）17：00まで（必着）

【連絡先及び提出先】

一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター
（〒960-8043 福島市中町5-21 福島県消防会館3階）
TEL：024-526-0070 FAX：024-526-0072

【提出方法】

郵送（レターパック可）

詳しくは次頁を御覧ください。

3 事業の対象者

次の各項に掲げる者のうち、当該各項に定める要件を全て満たすものとします。

- (1) 補助対象となる電気自動車（以下「補助対象車両」という）を購入する県内の個人
 - ア 県税について滞納がない者
 - イ 補助対象車両の購入と併せて自宅に充電設備を設置する者又は既に自宅に充電設備を設置している者
 - ウ 今年度、本事業による補助金の交付を受けていない者
 - エ 今年度、本事業による補助金の交付を受けたリース事業者と、リース料金から補助金相当額が差し引かれたリース契約を締結していない者
 - オ 今年度及び次年度にわたって、交付決定後に補助事業者から送付される電気自動車の普及啓発に関するステッカーを貼り付けておくことができる者
- (2) 補助対象車両を購入する県内の事業者
 - ア 県税について滞納がない者
 - イ 中小企業等である者
 - ウ 補助対象車両の購入と併せて県内事業所に充電設備を設置する者又は既に県内事業所に充電設備を設置している者
 - エ 今年度、本事業による補助金の交付を受けていない者
 - オ 今年度、本事業による補助金の交付を受けたリース事業者と、リース料金から補助金相当額が差し引かれたリース契約を締結していない者
 - カ 今年度及び次年度にわたって、交付決定後に補助事業者から送付される電気自動車の普及啓発に関するステッカーを貼り付けておくことができる者
- (3) 事業者若しくは個人と補助対象車両に係るリース契約を締結したリース事業者
 - ア 県税について滞納がない者
 - イ リース料金から補助金相当額が差し引かれたリース契約を締結していること
 - ウ 貸与先となる個人もしくは事業者が上記（1）ア～オ／（2）ア～カの条件を全て満たしていること

【解説】

1 「中小企業等」とは、下表の基準に該当する法人又は個人をいいます。

業種 (日本標準産業分類で定める業種)	資本金の額又は 出資の総額	常時使用する 従業員の数
①「製造業」その他	3億円以下	300人以下
②「卸売業」	1億円以下	100人以下
③「サービス業」	5千万円以下	100人以下
④「小売業」	5千万円以下	50人以下

- 1 複数の業種に該当する場合は、直近の決算書において「売上高」が大きい方を主たる業種とする。
- 2 「資本金の額又は出資の総額」、「常時使用する従業員の数」のいずれかを満たすこと。
- 3 「公務」、「分類不能の産業」は除く。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は交付対象者にはなれません。

- (1) 大企業（上記の表中の業種以外の企業をいう。）又は「発行済株式の総数又は出

資金額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有していること」、「発行済株式の総数又は出資金額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有していること」、「大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めていること」のいずれかに該当する中小企業等（みなし大企業）

- (2) 政治活動及び宗教活動を事業目的とする中小企業等
- (3) 公序良俗に反することを事業目的とする中小企業等
- (4) 公的な資金の用途として社会通念上、不適切であると判断されること（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に基づく規制の対象となる事業）を事業目的とする中小企業等

3 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれかに該当する者、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与している者は交付対象者にはなれません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第1項第2号及び福島県暴力団排除条例（平成23年福島県条例第51号）に規定する暴力団又は暴力団員等
- (2) 暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

4 補助対象車両

補助対象車両は、次の各号に定める要件及び自動車検査証の記載事項の要件を満たすものとします。ただし、県の他の同種の補助金の交付を重複して受けるもの、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するもの及び補助対象者（補助対象者がリース事業者の場合は電気自動車等の借主）の自社製品若しくは関係会社から調達したものを除きます。

- (1) 令和5年4月1日以降に初度登録された新車の自動車であること。
- (2) 初度登録された日に、令和4年度補正クリーンエネルギー自動車促進補助金交付規程（以下「CEV規程」という）に基づき、一般社団法人次世代自動車振興センター（以下「NeV」という）が実施する補助事業において補助金の交付対象の車両となっていること。
- (3) 自動車検査証における使用の本拠の位置が県内にあること。
- (4) リースにより導入する場合、補助対象車両に係るリース期間が別に定める処分制限期間以上であること。

【解説】

- 1 「電気自動車」とは、搭載された電池（燃料電池を除く。）によって駆動される電動機のみを原動機とし内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）の交付を受けた道路運送車両法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）

2 自動車検査証の記載事項は以下の要件を満たしている必要があります。

自動車検査証の記載事項	所有者の氏名又は名称	使用者の氏名又は名称
通常の購入の場合	補助対象者と同一名義	補助対象者と同一名義
補助対象者がリース事業者の場合	補助対象者と同一名義	貸与先の名義
割賦販売（※）で購入する場合	自動車販売業者又はローン会社等	補助対象者と同一名義
法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合	補助対象者と同一名義（割賦販売で購入する場合は、自動車販売業者又はローン会社等）	法人の役員又は従業員の名義

※ 「割賦販売」とは、売主が、買主に対し、当事者間で合意した期間にわたり月賦、年賦その他の割賦の方法により分割して販売代金を買主から受領し、かつ、当該代金の全部の支払の義務が履行されるときまで所有権が売主に留保されることを条件に販売すること。

3 車両の処分制限期間は以下のとおりです。

区分	処分制限期間
自家用車両（レンタカーを除く）（※）	4年

区分		処分制限期間	
運送事業用車両・レンタカー用車両	乗用車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が小型自動車のもの	3年
	貨物車	道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン超のもの	4年
		道路運送車両法上の自動車の種別が普通自動車又は小型自動車で、積載量2トン以下のもの	3年
	軽自動車	道路運送車両法上の自動車の種別が軽自動車のもの。	3年

上表に該当しない車両の場合は、個別に判断する。

※自家用車両とは、いわゆる白ナンバー車両

5 補助対象経費

補助金の対象となる経費は、電気自動車本体の購入に要する費用（消費税及び地方消費税は除く。）とします。

6 補助額

補助額は、以下の式により算出される金額です。
ただし、20万円を上限とします。

補助対象車	補助額	補助上限額
普通自動車 (※1)	$1,000 \text{ 円} \times (\text{一充電走行距離} - 160) \times \text{EV 電費性能}$	200 千円
普通自動車 (※2)	$750 \text{ 円} \times \text{一充電走行距離}$	
小型自動車		
軽自動車		

※1 普通自動車のうち、人の運用の用に供する乗用定 10 人以下の自動車（一充電走行距離が 160km 以上のものに限る）

※2 普通自動車のうち、※1 以外のもの

【解説】

1 実際の補助額については、別に公表する「補助額一覧表」を確認してください。

2 一充電走行距離及び EV 走行換算距離は、WLTC モード値（国土交通省審査値）とします。ただし、輸入自動車で国土交通省審査値の認定を受けていない検査済自動車は生産国で取得した認定値や、JC08 モード値のみの自動車についてその値を基に、WLTC モード値の見合いに換算した値等を用います。軽自動車等の場合も同様です。

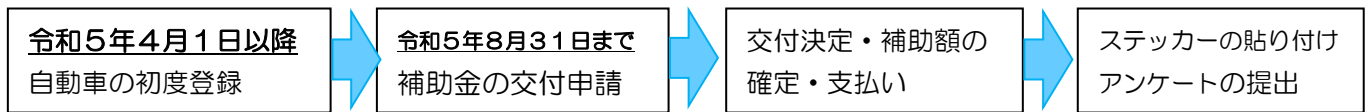
3 「EV 電費性能」は、交流電力量消費率（Wh/km）を基にした電費性能であり、次の式により算出される値とします。

$$\text{CEV 規定で定める交流電力量消費率の基準値} / \text{補助対象車両の交流電力量消費率}$$

4 いわゆる超小型モビリティは補助対象となりません。

7 事業の流れ

〔事業実施年度〕



8 交付申請

補助金の交付を受けようとする方は、福島県電気自動車導入推進事業補助金交付申請書（取扱要領第1号様式）をセンターに提出しなければなりません。

センターは、申請書の提出があった場合には、申請の内容について審査を行い、予算の範囲内で交付、不交付を決定し、通知を行います。

※ 交付申請書を提出したとしても全ての方が補助金の交付決定を受けられるとは限りません。

※ 受付は先着順です。補助申請総額が予算に達した場合、期間内であっても募集を締め切ります。

※ 不備のない書類を受領した時点で受付とします。書類の提出前に添付書類に不備がないかをよくご確認ください。

※ 持ち込み受付および事前審査は行っておりません。

※ 申請書の到着については郵送等の追跡でご確認いただき、お問い合わせはご遠慮願います。

ア 提出書類

福島県電気自動車導入推進事業補助金交付申請書（取扱要領第1号様式）
添付書類

イ 応募期限

令和5年8月31日（木） 17:00まで（必着）

ウ 提出部数

1部

エ 提出方法

郵送（レターパック可）

オ 提出先

一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター
（〒960-8043 福島市中町5-21 福島県消防会館3階）

【添付書類一覧】（凡例 ◎：必須、○：場合によって必須、-：不要）

申請書には以下の書類を添えセンターへ送付してください。

提出書類	個人	法人	リース	チェック項目
① 補助金交付申請書（第1号様式）	◎	◎	◎	・5頁すべて揃っていること
② 申請者の登記事項証明書	-	◎	◎	・申請者名義のもの ・申請日時点で3か月以内のもの ※申請者がリース事業者で、貸与先が法人の場合は、貸与先のものも併せて必要
③ 役員名簿（第2号様式）	-	◎	◎	・役員全員が記載されているもの ※申請者がリース事業者で、貸与先が法人の場合は、貸与先のものも併せて必要
④ 住民票	◎	-	○	・申請日時点で3か月以内のもの ・マイナンバーが記載されていないこと ※申請者がリース事業者で、貸与先が個人または個人事業主の場合は、貸与先のものが必要
⑤ 県税納税証明書（未納がないことの証明）	◎	◎	◎	・申請者名義のもの ・申請日時点で3か月以内のもの ・未納がないこと ※申請者がリース事業者の場合は、貸与先のものも併せて必要
⑥ 車両購入時の注文書、請求書、売買契約書	◎	◎	◎	・いずれか1つ ・申請者名義のもの ・車両本体価格（税抜）、車名、グレードが分かるもの
⑦ 購入代金の領収書等	◎	◎	◎	・申請者名義のもの ※所有権留保付き購入の場合、ローン、クレジット、保証、割賦等の契約書の写しを提出
⑧ 自動車車検証の写しまたは 自動車検査証記録事項の写し	◎	◎	◎	・初度登録が令和5年4月1日以降であること ・使用の本拠の位置が福島県内にあること ・「4 補助対象車両」の自動車検査証の記載事項の要件を満たしていること
⑨ 補助金振込先口座の通帳の写し	◎	◎	◎	・申請者名義のもの ・表紙と見開き頁の両方が必要 ・金融機関、支店名、口座種別、口座名義人（カタカナ表記）を確認できるもの ・ネット銀行等、通帳が無い場合は、ログイン画面やキャッシュカードのコピー
⑩ 購入車両のリース契約書	-	-	◎	・リース契約を締結したリース事業者及び事業者又は個人双方の印があるもの ・リース料金から補助額以上が差し引かれている記載があるもの
⑪ 貸与料金の算定根拠明細書（第3号様式）	-	-	◎	
⑫ 自宅・事務所に設置した充電設備が確認できるカラー写真	◎	◎	◎	・設備の全景が確認できるもの ※申請者がリース事業者の場合、充電設備は貸与先に設置されたものであること
⑬ 補助額一覧表	◎	◎	◎	・補助申請車両にチェックをいれること
⑭ 車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書（第4号様式）	-	○	○	・車両の所有者が法人、使用者が従業員の場合に必要
⑮ 車両の管理・使用に係る社員の在職証明書（第5号様式）	-	○	○	・車両の所有者が法人、使用者が従業員の場合に必要

【解説】

1 名義について

以下の書類は名義をそろえてください。

- 補助金申請書
- 補助金振込口座
- 売買契約書等
- 領収書

2 公的証明書について

発行から3か月以内の原本を提出してください。

個人	必要な公的書類		発行機関
	住民票		各市町村役場
	県税納税証明書*		各地方振興局 県税部

法人	必要な公的書類		発行機関
	登記事項証明書		法務局
	県税納税証明書*		各地方振興局 県税部

リース事業者	必要な公的書類			発行機関
	登記事項証明書			法務局
	県税納税証明書*			各地方振興局 県税部
	リース先の書類	個人 または 個人事業主	住民票	各市町村役場
			県税納税証明書*	各地方振興局 県税部
	リース先の書類	法人	登記事項証明書	法務局
県税納税証明書*			各地方振興局 県税部	

※ 県税納税証明書は県の県税部が発行するものであり、市町村及び税務署発行のものではありません。

3 県税納税証明書の発行場所

窓口	所在地	連絡先
県北地方振興局 県税部	福島市杉妻町 2-16 (県庁北庁舎4F)	024-521-2680
県中地方振興局 県税部	郡山市麓山 1-1-1 (郡山合同庁舎内)	024-935-1235
県南地方振興局 県税部	白河市昭和町 269 (白河警察署の近く)	0248-23-1512
会津地方振興局 県税部	会津若松市追手町 7-5 (会津若松合同庁舎内)	0242-29-5235
南会津地方振興局 県税部	南会津町田島字根小屋甲 4277-1 (旧南会津郡役所)	0241-62-5212
相双地方振興局 県税部	南相馬市原町区錦町 1-30 (南相馬合同庁舎内)	0244-26-1123
いわき地方振興局 県税部	いわき市平字梅本 15 (いわき合同庁舎内)	0246-24-6024

4 納税証明書交付申請書の記載例

収第38号様式(その1)

納税証明書交付申請書

決裁欄	課長	課員	担当者

年 月 日

請求者(窓口に来られた方)

住(居)所 住民票の住所

氏名(名称) 補助金を申請する方の氏名

電話番号 連絡先

(注) ・押印は不要です。
・請求者が法人の場合は、代表者氏名まで記入してください。

住(居)所

氏名(名称)

使用目的(番号を1つ〇で囲んでください。)

1 入札参加資格審査申請	4 自動車、船舶、名義変更、所有権移転、譲渡等
2 建設業許可(変更)申請	5 県営住宅入居申請
3 金融機関提出	6 補助金申請(補助金名: 福島県電気自動車導入)
7 その他()	

証明手数料は、1税目1通ごとに400円となりますので、申請書の下欄に必要な分の福島県収入証紙を貼ってください。

2 納税証明書交付申請書は、1つの使用目的ごとに作成してください。

3 法人県民税・法人事業税等(特別法人事業税、地方法人特別税に関する証明は法人事業税と合わせて「法人事業税等」と表記することとなります。)の納税義務者は法人为本社となります。

4 最近納付された場合は、領収証書(原本)をご提示ください。

5 必要となる証明事項、請求枚数については、納税証明書の提出先等であらかじめ確認をお願いします。

6 郵送による申請、代理人による申請の場合は、納税義務者本人に申請内容について確認させていただく場合があります。

証明事項(番号を〇で囲み、必要事項を記入してください。)

1 法人県民税 (事業年度: 年 月 日 から 年 月 日まで)
2 法人事業税等 (事業年度: 年 月 日 から 年 月 日まで)
3 個人事業税 (所得年: 年分)
4 不動産取得税 (年度: 年度)
5 自動車税、自動車税種別割 (年度分 全部)
6 県税に未納(課税)がないこと
7 その他

申請者 免許証 照会(※) 個人番号カード 保険証 行政書士証書
その他()

申請者 確認欄 (※) 住所表記があるものに限る。

証紙貼付欄 証紙貼付欄 証紙貼付欄 証紙貼付欄

住民票の住所および補助金を申請する方の氏名を記入してください

6 補助金申請に〇を付けてください

6 県税に未納がないことに〇を付けてください

5 補助金振込先口座の通帳の写しについて
通帳の写しにおいて必要となるのは、表紙及び見開き頁です。

※東邦銀行の場合は、表紙に店番号の記載があるので、表紙のコピーを必ず添付してください

東邦銀行の場合

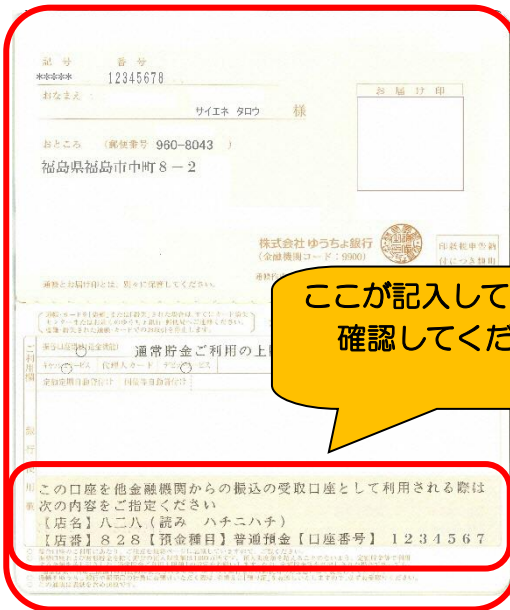
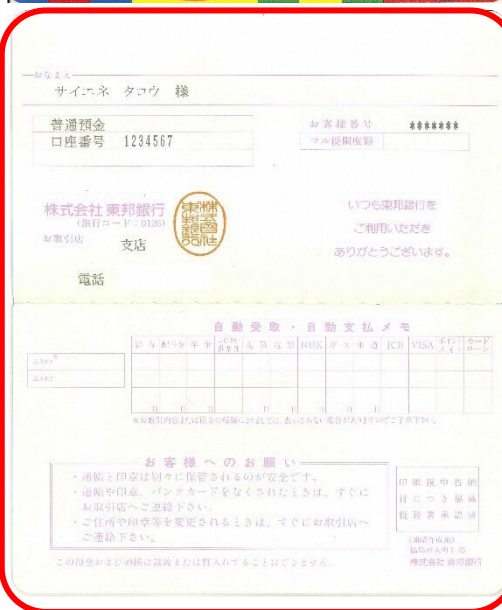
表紙



ゆうちょ銀行の場合



見開き



ここが記入してあるかを確認してください！

※通帳を発行している口座の場合

金融機関名、店名または店コード、口座番号、口座名義人（カタカナ表記）がわかるような通帳の写しを提出してください。

※通帳が発行されていない口座（インターネット銀行等）の場合

金融機関名、店名または店コード、口座番号、口座名義人（カタカナ表記）がわかるようなログイン画面またはキャッシュカードのコピーを提出してください。

6 送付時の注意

- 提出書類はすべて控えを取り、A4サイズでチェックリストの順番に揃えてください。
- ホッチキス止め、クリップ止めをせずに送付してください。
- ※ 修正ペン、フリクションペンは使用できません。

7 申請書類の返却について

- 原則として、提出書類の返却はいたしません。

- 不備不足の状況によっては、申請書類一式を返却させていただく場合があります。
- 書類到着後、期限までに不備が解消されない場合は、申し込みは不受理となり申請書類一式を返却いたします。

9 交付決定～補助金の支払い

センターは、申請に対して補助金の交付を決定した場合、交付すべき補助金の額の確定を行い、交付決定通知（要領第6号様式）により交付申請者に通知します。

補助額の確定後、補助金振込先口座に補助金の振り込みを行います。

※ 申請書類の受付後、不交付となった場合、不交付決定通知書（要領第7号様式）を送付します。

※ 補助金の申請受付から振り込みまで、およそ2か月程度かかります。

10 記入例

第1号様式 補助金交付申請書（1頁目）

第1号様式（第7条関係）

交付決定番号 ※記入しないでください	
-----------------------	--

申請日：西暦 年 月 日

一般社団法人
福島県再生可能エネルギー推進センター代表理事 様

福島県電気自動車導入推進事業 補助金交付申請書

令和5年度において、下記のとおり福島県電気自動車導入推進事業を実施したいので、福島県電気自動車導入推進事業補助金交付事務取扱要領第7条第1項の規定により、関係書類を添えて、下記のとおり申請します。

1 申請者に関する事項

住民票住所 (都道府県より記入)	〒 -		
フリガナ			
氏名又は法人名			
フリガナ			
代表者名 (法人の場合)			役職
電話番号	固定電話	-	
	携帯電話	-	
FAX			
メールアドレス			

住民票又は法人登記に記載の住所・氏名（法人名）と一致するよう記載してください。

住民票又は法人登記上で外字を用いている場合も、登記上の記載と一致するように入力してください。

常時連絡のとれる連絡先を記入してください。

○申請者の分類 ※当てはまる項目に項目に✓を入れてください

個人 中小企業等 リース事業者

日本標準産業分類の中分類に基づき記入してください。

○企業区分（法人のみ）

※申請者がリース事業者かつ貸与先が中小企業等の場合、貸与先について記入する。申請者がリース事業者かつ貸与先が中小企業等でない個人の場合は記入不要

資本金（ ）万円	従業員数（ ）人	業種（ ）
----------	----------	-------

※①～④の当てはまる項目に✓を入れてください。

- ①：□製造業・建設業・運輸業・その他の業種
(□資金又は出資の総額：3億円以下／□従業員：300人以下)
- ②：□卸売業 (□資金又は出資総額：1億円以下／□従業員：100人以下)
- ③：□サービス業 (□資金又は出資総額：5千万円以下／□従業員：100人以下)
- ④：□小売業 (□資金又は出資総額：5千万円以下／□従業員：50人以下)

資本金・従業員数が中小企業等の定義に該当するか確認してください。

第1号様式 補助金交付申請書（2頁目）

車両に関する事項

全て自動車検査証の内容と一致するように記載してください。
(次ページをよく確認してください。)

①	自動車登録番号 又は車両番号	
②	初度登録年月	令和 年 月 日 ※令和5年4月1日以降であること
③	車名	④ 車台番号
⑤	型式	※NeVの補助対象車両に登録されていること
⑥	所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 自動車販売業者またはローン会社（氏名：_____）
⑦	使用者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者（事業者）の役員・従業員（氏名：_____） <input type="checkbox"/> 貸与先（氏名：_____）
⑧	使用の本拠の位置	※福島県内であること
	国からの補助金交付	<input type="checkbox"/> 受けている <input type="checkbox"/> 受けていない

福島県内であることが補助金交付の要件です。

国補助金の交付決定を受けている場合は、忘れずにチェックしてください。

3 車両の販売会社に関する事項（審査の過程で確認事項が発生する場合がありますため正確に記入ください）

※申請者がリース事業者の場合は不要

会社名			
支店名			
担当者氏名			
住所	〒	—	
電話番号		AX	番号
申請者に代わり、車両の販売会社が申請者に関する一切の連絡先となることを希望する場合は以下も記入してください。			
メール		定休日	月 火 水 木 金 土 日

販売会社を連絡先とする場合は、忘れずに記載してください。
※販売会社との協議は申請者が行ってください。

車検証（見本）

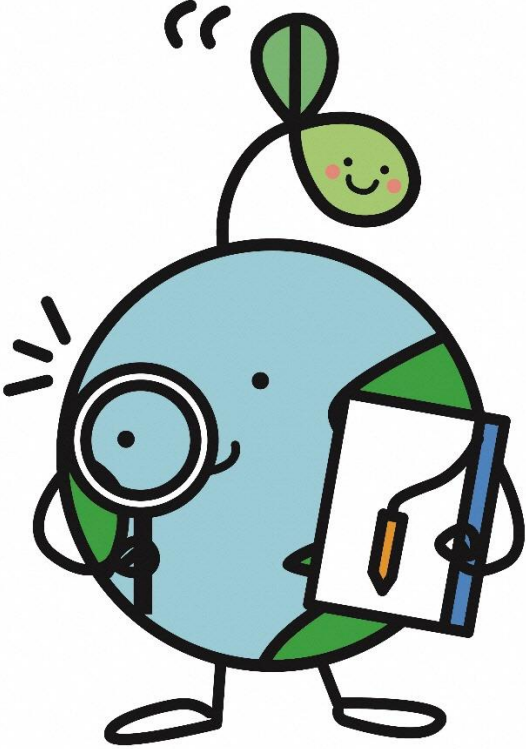
補助金交付申請書に記載の内容と車検証の内容が一致するようにしてください。

初度登録年月が令和5年4月以降であることを確認してください。

自動車登録番号又は車両番号	登録年月日/交付年月日	初度登録年月	自動車の種別	用途	自家用・事業用の別	車体の形				
① 福島 ○○○あ○○○	令和 5年 1月1日	令和 ② 5年 1月	普通	乗用	自家用	箱形				
③ 車名			乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量		
○○○			5名	-kg		○○○kg		○○○kg		
車台番号			長さ	幅	高さ	後後軸量	前後軸量	後後軸量	前後軸量	
○○○○-○○○○ ④			○○cm	○○cm	○○cm	○○kg	-kg	-kg	○○kg	
型式	原動機の型式		総排気量又は定格出力	燃料の種類		型式指定番号	類別区分番号			
○○○-○○○ ⑤	○○○-○○○		○○kW L	電気		○○○○○	○○○○			
所有者の氏名又は名称 ⑥	株式会社○○									
所有者の住所	福島県福島市○○町○丁目○○番地									
使用者の氏名又は名称 ⑦	株式会社○○									
使用者の住所	福島県福島市○○町○丁目○○番地									
使用の本拠の位置	福島県									
有効期間満了する日 ⑧	令和 8年 1月 1日		令和	年	月	日				
備考	<p>使用の本拠の位置が福島県内であることを確認してください。</p>									

燃料が電気であることを確認してください。

見本



自動車検査証記録事項（見本）

車検証が電子化されている場合は、自動車検査証記録事項に記載された内容を、補助金交付申請書に記入してください。

1. 基本情報										
自動車登録番号又は車両番号					福島 〇〇〇あ〇〇〇					
車台番号		④ 〇〇〇〇-〇〇〇〇〇								
登録年月日／交付年月日		令和5年〇月〇日		初度登録年月		② 令和5年4月		有効期間の満了する日		令和8年4月1日
2. 所有者・使用者情報										
所有者の氏名又は名称		株式会社〇〇								
所有者の住所		⑥ 福島県福島市〇〇町〇丁目〇〇番地								
使用者の氏名又は名称		株式会社〇〇								
使用者の住所		⑦ 福島県福島市〇〇町〇〇丁目〇〇番地								
使用の本拠の位置		⑧ 福島県								
3. 車両詳細情報										
車名	③ 〇〇〇									
型式	⑤ 〇〇〇									
自動車の種別	普通	用途	乗用	自家用・事業用の別			自家用			
車体の形状	箱型			乗車定員		5名		最大積載量	-kg	
車両重量	〇〇kg	車両総重量	〇〇kg	長さ	〇〇cm	幅	〇〇cm		高さ	〇〇cm
前前軸重	〇〇kg	前後軸重	-kg	後前軸重	-kg	後後軸重	〇〇kg	総排気量又は定格出力		〇〇kw 〇〇L
燃料の種類	電気			型式指定番号		〇〇〇〇		類別区分番号		〇〇〇〇
4. 備考										
[福島] ,新規登録, 〇〇〇 〇〇〇					見本					
⑤ 燃料が電気であることを確認してください。										
QR		QR		QR		QR		QR		
コード		コード		コード		コード		コード		

初度登録年月が令和5年4月以降であることを確認してください。

使用の本拠の位置が福島県内であることを確認してください。

燃料が電気であることを確認してください。

第1号様式 補助金交付申請書（3頁目）

4 貸与先に関する事項

※申請者がリース事業者の場合は記入してください

※貸与先に関する事項を記入してください。

住所 (都道府県より記入)	〒 -		
フリガナ			
氏名又は法人名			
フリガナ		役職	
代表者名 (法人の場合)			

5 補助金額に関する事項

申請額 (), 000円	購入価格 ()円	交付決定額 (), 000円
※上限定額200,000円です	※車両本体の税抜価格を記入	! 記入しないでください!

※ 補助額は車種等によって異なる場合があります。記載されている金額を確認し、申請額欄に記入してください。

「補助額一覧表」に記載の金額と一致するように記載してください。

6 補助金の振込先（申請者名義の普通口座に限ります）

金融機関名		支店名					
銀行コード		支店番号					
預金種目	口座番号（右詰め）						
普通							
口座名義（カタカナで記入）							

申請者名義の普通口座の情報を、誤りなく転記してください。

第1号様式 補助金交付申請書（4頁目）

7 誓約事項（内容を確認後、✓を入れてください）

全てに該当することが補助金交付の要件ですので、忘れずにチェックしてください。

- 申請者（リース事業者の場合は貸与先を含む）は税金の滞納がなく、刑事上の処分を受けておらず、公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者です。
- 申請者（リース事業者の場合は貸与先）は補助金交付申請年度に本補助金の交付を受けたことはありません。
- 申請者（リース事業者の場合は貸与先を含む）は、国及び地方公共団体並びに国又は地方公共団体が出資する法人又は団体ではありません。
- 申請する車両は、申請者（リース事業者の場合は貸与先）の自社製品又は関係する者から調達した製品ではありません。
- 申請する車両は、自動車販売業者が販売促進活動（展示・試乗等）に使用するものではありません。
- 申請する車両は、中古車ではありません。
- 申請内容に変更があった場合、速やかにセンターへ報告します
- 申請する車両は、個人間カーシェアリングへ提供し
- 提出した申請書の記載内容に軽微な誤りがあった場

書類に不備があった場合、申請の受付とはなりませんので、注意してください。

8 書類に不備があった場合の連絡先（必ず以下のいずれかに✓を入れてください）

※書類に不備不足があった場合、原則電話または FAX にてご連絡させていただきます

申請者「1 申請者に関する事項」の連絡先を希望する。

(購入の場合) 申請者に代わり、車両の販売会社が申請者に関する一切の連絡先となることを希望する場合は以下をチェックしてください。

車両の販売会社が、手続代行者として助成金申請に関する一切の窓口となることを希望する。

9 本件責任者及び担当者氏名（申請者が個人の場合でも必ず記入してください）

責任者氏名
担当者氏名
連絡先

忘れずに記入してください。

第1号様式 補助金交付申請書 (5 頁目)

10 提出書類リスト ≪「補助金交付申請の手引き」をご確認のうえ、郵送でご提出ください≫

必要書類			チェック項目	個人	法人	
必ず提出する書類	ア	交付申請書「第1号様式★」	原本	・5ページ全て揃っていること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	イ	申請者の登記事項証明書	原本	・申請者名義のもの ・申請日時点で3か月以内のもの ※リース事業者で、貸与先が法人の場合は、貸与先のものも併せて必要	-	<input type="checkbox"/>
	ウ	役員名簿「第2号様式★」		申請者毎に該当する項目にチェックを入れてください。 も併せて必要	-	<input type="checkbox"/>
	エ	住民票	原本	・マイナンバーが記載されていないこと ※リース事業者で、貸与先が個人または個人事業主の場合は、貸与先のものが必要	<input type="checkbox"/>	-
	オ	県税納税証明書	原本	・申請者名義のもの ・申請日時点で3か月以内のもの ・未納がないこと ※リース事業者の場合は、貸与先のものも併せて必要	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	カ	車両購入時の注文書または請求書か売買契約書	写し	・左記のいずれか1つ ・申請者名義のものに限る ・車両本体価格(税抜)、車名、グレードが分かるもの	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	キ	購入代金の領収書等	写し	・申請者名義のものに限る ※所有権留保付き購入の場合、ローン・クレジット・保証・罰賦等の契約書の写しを提出	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ク	自動車検査証または自動車検査証記録事項	写し	・初度登録が令和5年4月1日以降であること ・使用の本拠の位置が福島県内にあること ・通常購入の場合：所有者・使用者が申請者であること ・罰賦販売で購入の場合：所有者は自動車販売者・ローン会社等でも可 ・法人の役員又は従業員が、申請車両の管理責任者として「自動車保管場所証明書」を取得している場合：使用者は当該役員又は従業員でも可 ・申請者がリース事業者の場合：使用者が貸与先の名義であること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ケ	補助金振込先口座の通帳	写し	・申請者名義のもの ・表紙と見開き頁の両方が必要 ・金融機関・支店名・普通口座・口座名義人(カタカナ表記)を確認できる ・ネット銀行等、通帳がない場合は、ログイン画面やキャッシュカードのコピー	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	コ	購入車両のリース契約書	写し	・リース契約を締結したリース事業者及び事業者または個人双方の印があるもの ・リース料金から補助額以上が差し引かれている記載があるもの	-	-
	サ	貸与料金の算定根拠明細書「第3号様式★」	写し		-	-
	シ	自宅・事業所に設置した充電設備が確認できるカラー写真	写し	・設備全体が写っているもの ※リース事業者の場合、充電設備は貸与先に設置されたものであること	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
	ス	補助額一覧表	原本	・チェック欄にチェックをしているもの ※別途インターネットでダウンロードしてください	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
該当者のみ	セ	車両の管理・使用に係る法人とその社員等による確認書「第4様式★」	原本	<車両の所有者が法人・使用者が従業員の場合に必要>	-	<input type="checkbox"/>
	ソ	車両の管理・使用に係る社員の在職証明書「第5号様式★」	原本	<車両の所有者が法人・使用者が従業員の場合に必要>	-	<input type="checkbox"/>

★：各様式はインターネットでダウンロードしたものを使用してください

●：その他補助事業者が必要と認める書類を提出していただく場合がございます

第2号様式 役員名簿

第2号様式（第7条関係）

事業者名 株式会社〇〇 忘れずに記載してください。

役員名簿

役職名	(フリガナ)	住 所	生年月日	性別
	氏 名			
代表取締役	サイエネ タロウ	福島県福島市〇〇町〇〇	1950.1.1	男
	再江根 太郎			
取締役	ショウエネ ハナコ	福島県福島市〇〇町〇〇	1950.1.1	女
	省江根 花子			
監	サイエネ ジロウ	福島県福島市〇〇町〇〇	1950.1.1	男
	再江根 次郎			

法人登記に記載の方全てについて、漏れなく記載してください。

法人登記の記載のとおりに入力してください。（法人登記上外字で記載されている場合、外字で入力してください。）

※この情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報を当該目的以外に利用しません。

忘れずに記載してください。

本件責任者及び担当者

責任者氏名 再江根 太郎

担当者氏名 再江根 次郎

連絡先 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇

第3号様式 貸与料金の算出根拠明細書

第3号様式（第7条関係）

忘れずに記入してください。

年 月 日

一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター
代表理事 様

申請者（リース事業者）の住所・
氏名を記入してください。

申請者 住 所
氏 名

（法人にあっては名称及びその代表者の氏名）

福島県電気自動車導入推進事業補助金貸与料金の算定根拠明細書
標記補助金事業で申請している車両のリース契約については、下記のとおり、
補助金の金額分月額リース料金が減額されていることについて間違いありません。
また、注意事項に記載されている内容について間違いがないこと、補助金受
領後も注意事項の内容を遵守することを誓約す
記

法人登記又は住民票に記載のと
おりに記入してください。

1 補助金の申請者について

	リース事業車	貸与先
住所		
法人名		
代表者役職		
代表者氏名		

国や市町村等からの補助金を受け
ている場合は記入してください。

2 補助金の申請車両について

車台番号	補助金額 (リース料金に反映される み)			リース料金総額 (前払金含む) ※税抜き金額		
	福島県 補助金額	その他の 補助金額	合計	補助金な しの場合	補助金あ りの場合	差額

補助合計額以上の金額となるよう
にしてください。

1.1 事業の実施後の留意事項

(1) 財産の管理等

補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した設備等（以下「財産」という。）を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って効率的な運営を図らなければなりません。

また、採択を受けた事業の目的外用途への転用はできません。

さらに、知事が定める期間を経過する以前に、当該財産を処分する必要があるときは、事前に知事の承認を得なければなりません。（当該財産の処分により収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納付することとなります。）

（取扱要領第13条）

(2) 会計帳簿の整備等

補助事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存してください。

（取扱要領第14条）

(3) 事業効果の発信

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、電気自動車の県内普及促進のため、補助金対象事業の効果（燃料費の削減効果、快適性等）について、自身のSNSを活用する等、任意の方法により発信してください。

（取扱要領第17条）

(4) 補助対象車両へのステッカーの貼り付け

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、センターが送付するステッカーを対象車両の前面又は後面に、それぞれ前方又は後方から見やすい位置に貼り付けていただきます。

（取扱要領第3条）

(5) アンケート調査等への協力

交付申請者が補助金の支給を受けた場合は、県が効果検証や SNS 等による PR の取組の確認のために実施するアンケート調査に協力していただきます。また、知事は、アンケート調査により把握した結果について、インターネットの利用、その他の方法により公表することができます。

（取扱要領第18条）

1.2 その他

福島県環境創造資金の活用

本事業は、福島県環境創造資金を併せて活用することができます。

福島県環境創造資金は、中小企業等の皆さんが行う環境保全のための施設等の設置・改善に必要な資金を県のあっせんにより取扱金融機関を通じて融資する制度です。

ア 融資の主な条件

(ア) 融資額 3,000万円以内

(イ) 利率 年1.3%

- (ウ) 融資期間 7年以内
(エ) 返済方法 元金均等の年賦又は月賦返済

イ 融資対象事業
電気自動車の導入など

ウ 融資の取扱金融機関

下記に示す金融機関で取扱っています。

株式会社東邦銀行 株式会社常陽銀行 株式会社福島銀行 株式会社大東銀行
福島信用金庫 二本松信用金庫 郡山信用金庫 須賀川信用金庫 白河信用金庫
会津信用金庫 ひまわり信用金庫 あぶくま信用金庫 株式会社商工組合中央金庫
福島県商工信用組合 いわき信用組合 会津商工信用組合 相双五城信用組合

※ 詳細は、上記金融機関若しくは福島県環境共生課までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

福島県生活環境部環境共生課

〒960-8670 福島市杉妻町2-16 西庁舎10階

電話：024-521-7250

FAX：024-521-7927

1.3 事業に関する問い合わせ・応募先

一般社団法人福島県再生可能エネルギー推進センター

〒960-8043 福島市中町5-21 福島県消防会館3階

電話：024-526-0070

FAX：024-526-0072

URL：<https://fukushima-ev-hojo.org>